

性的指向・性自認に係る人権課題

1 性的指向・性自認等の概要

性の5要素

- 身体的性別（生物学的性別）
男女のいずれかだが、性的特徴はさまざま
- 制度的性別（戸籍上の性別）
日本では出生時に男女のいずれかに分けられる（手続きにより変更可）
- 性的指向
人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするか/しないか
- 性自認
自らの性に対する自己認識
- 性表現
どのような性別表現をしたいか/しているか

身体的性別

生まれたときの身体的特徴により、男女のいずれかに割り当てられる

- 性分化疾患
性染色体や性腺等が、典型的な女性または男性の形態をとらない様々な先天性疾患の総称。ホルモン治療や外科治療等により女性または男性の典型的な身体に近づける。
男女の間や、男女どちらでもない第3の性との誤解・偏見
インターセックス（間性）として、LGBTIと括られることもあるが…

性的指向

女性とされる人を好きになる女性（自認）…女性同性愛者・レズビアン（レズは×）
男性とされる人を好きになる男性（自認）…男性同性愛者・ゲイ（ホモは×）
女性・男性両方とも好きになる…両性愛者・バイセクシュアル
女性・男性両方とも好きにならない…無性愛者・アセクシュアル
異性とされる人を好きになる…異性愛者・ヘテロセクシュアル

- 性的指向と関係ないもの
ポリアモリー（⇔モノアモリー）…合意の上で複数のパートナーと関係を築くスタイル
性別以外の要素による相手の好み（嗜好）

性自認（性同一性）

- ・トランスジェンダー

身体的性別、割り当てられた性別に違和感があり、それとは異なる性自認を認識していたり性表現を行っていたりする人

割り当てられた性別：女性 性自認：男性 → F t M（トランス男性）

割り当てられた性別：男性 性自認：女性 → M t F（トランス女性）

- ・Xジェンダー（≒ノンバイナリー）

トランスジェンダーのうち、性自認が「男女どちらでもない」など男女どちらかに収まりきらないとされる人（F t X、M t X）

- ・シスジェンダー…トランスジェンダーでない人

- ・性別違和（旧：性同一性障害）…医学的な診断名→ホルモン治療、性別適合手術

- ・性同一性障害特例法（2003年成立、2004年施行）

性同一性障害者の定義…別の性別であるとの持続的な確信

① 診断要件（2人以上の専門医）

② 成人要件

③ 非婚要件

④ 未成年子無し要件（2008年改正前は子無し要件）

⑤ 生殖腺喪失要件（2019年最高裁合憲：憲法第13条違反疑いありとする少数意見）

⑥ 性器外観近似要件

これまで1万人超が性別変更

※パス度：自認する性別として周りから認識され、通用する（パスする）度合い

※必ずしも性自認と性表現が一致しているとはかぎらない

※性自認・性表現・性的指向は別概念だが、当事者の中で揺れることも

訴訟①性別を変更した人のゴルフクラブ入会拒否→原告勝訴

訴訟②診断を受けた経産省職員に別フロアのトイレを使うよう制限→高裁原告敗訴→上告

セクシュアル・マイノリティ

性的指向・性自認（SOGI）に関するマイノリティ（インターセックス含むことも）

セクシュアル・マイノリティの割合…約3～10%

→マジョリティ（「普通の人」？）にも名前…シスジェンダー、異性愛者

2 人権課題

特徴：生理的嫌悪、見えにくい、周囲に頼りにくい、日常会話の端々に

根強い嫌悪感

明治期：同性愛は変質狂の 1 つである色情感覚異常または先天性の疾病
性に奔放なイメージ、ジェンダー規範を侵害する存在、嘲笑の対象

- ・身近な人が同性愛者・性別を変えた人だと、嫌だ・どちらかといえば嫌だと思う人の割合
同性愛者

	2015 年	2019 年
近所の人	39.4%	27.6%
同僚	41.8%	28.3%
きょうだい	66.9%	53.1%
子ども	72.4%	61.2%

性別を変えた人

	2015 年	2019 年
近所の人	35.2%	24.4%
同僚	36.7%	25.7%
きょうだい	65.6%	50.4%
子ども	70.2%	57.3%

※女性より男性、年代が高いほど嫌悪の割合が高い

出典：性的マイノリティについての意識全国調査（2019 年）

「多様性を排除してはならないが、特定の人好き嫌いの自由は認めるべき」

（2019 年国立市職員女性と男性及び多様な性の平等参画に関するアンケート調査）

「LGBT は、問題は判るがまだ正直偏見である。気持ち悪い。」

（2019 年国立市多様な性と人権に関する市民意識調査）

差別禁止 vs 理解増進

2021 年 「LGBT 法案」提出見送り

「行き過ぎた運動や訴訟につながるのではないか」「生物学上、種の保存に背く」

「体は男だけど自分は女だから女子トイレに入れろとか、ばかげたことが起きている」

→トランスジェンダーバッシングへ

困難事例

- ・性的マイノリティであることを理由に、働くうえで困っていること

同性愛者・両性愛者

プライベートの話をしづらいこと	15.2%
異性愛者としてふるまわなければならないこと	12.0%
相談先がないこと	10.8%
性的マイノリティについての侮辱的な言動を見聞きすること	9.4%
社内制度や職場の慣行など、何事も異性愛が前提となっていること	9.2%
ロールモデルとなる人がいないため、キャリアプランを描けないこと	7.3%
性別に応じた服装規定	6.1%
困っていることはない	63.6%

トランスジェンダー

自認する性別と異なる性別でふるまわなければならないこと	22.8%
プライベートの話をしづらいこと	21.8%
異性愛者としてふるまわなければならないこと	19.8%
健康診断を受けづらいこと	17.8%
相談先がないこと	15.8%
トイレや更衣室の施設利用	14.9%
ロールモデルとなる人がいないため、キャリアプランが描けないこと	14.9%
性別に応じた服装規定	13.9%
困っていることはない	45.5%

出典：令和元年度厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業 報告書

※過度な心配、腫れもの扱いへの困惑も

高い希死念慮

	シス・異性愛者	同性愛者・両性愛者	トランスジェンダー
生きる価値がないと感じた	17.0%	39.8%	53.1%
死ねたらと思った 自死の可能性を考えた	19.4%	39.8%	43.8%
自殺について考えた 自殺をほのめかす行動	7.2%	29.0%	37.5%
自殺を図った	1.5%	9.7%	15.6%

出典：大阪市における無作為抽出調査からみたセクシュアル・マイノリティのメンタルヘルス（2019年）

カミングアウト

自信がセクシュアル・マイノリティであることを打ち明けること。

いまの職場のだれか一人にでも、自身が性的マイノリティであることを伝えているか

	伝えている	伝えていないが、 知られていると思う	伝えていない
同性愛者・両性愛者	7.3%	8.9%	83.8%
トランスジェンダー	15.8%	11.9%	72.3%

性的マイノリティであることを伝えていない理由

	同性愛者・両性愛者	トランスジェンダー
仕事をする上で、性的マイノリティであることは関係がないから	37.2%	20.0%
職場の人と接しづらくなると思ったから	32.1%	32.9%
性的マイノリティについて差別的な言動をする人がいる、またはいるかもしれないから	24.1%	23.5%
配慮してほしいことは特にないから	24.2%	14.1%
特に明確な理由はない	26.5%	36.5%

出典：令和元年度厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業 報告書

カミングアウトの強要：自認する性別の服装での勤務の条件として職場での説明を要求

カミングアウトの禁止：市民へカミングアウトした職員に対して幹部が指導（尼崎市）

アウティング

本人の意思に反して、性的指向・性自認を他人に暴露すること

※性的指向・性自認を知っている間柄でも、本名・職場等の暴露は問題に

・一橋大学アウティング事件（2015年）

男子学生Aが、同じゼミの男子学生Bに恋愛感情の告白。Aが同性愛者であることを、AとBのほか複数人のLINEグループでBが暴露。Aは担当教授や大学のハラスメント相談室に相談したものの対応に納得できず、心身に不調をきたして校舎から転落死。

→Aの遺族とBの間で和解成立。

→Aの遺族と大学間で訴訟→大学勝訴（アウティングは許されない行為とする判決内容）

3 国立市の主な取組

2003	書類の性別表記廃止（投票整理券、採用試験申込書、印鑑登録証など）
2015.2	LGBT 職員研修（以降毎年度実施）→2016 年受講者バッジ作成
2018.4	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例施行 →差別禁止規定。全国初、カミングアウトの権利・アウティング禁止規定。
2018.5	東京レインボープライド 2018 ブース出展（自治体 2 番目）→2019 も
2018.5	くにたち男女平等参画ステーション開設 →SOGI 相談、SOGI カフェ、出張講座、情報誌など
2019～	市立小中学校全校での多様な性に関する授業実施（小4・中1）
2021.3	多様な性を尊重するまちづくりのための職場におけるガイドライン作成
2021.4	くにたちパートナーシップ制度開始

パートナーシップ制度

市職員の休暇、扶養手当、退職手当（全国初）もあわせて見直し

2015 年、渋谷区、世田谷区でスタートし、現在 140 自治体以上が導入

法的効力ないが、社会的承認、社会への可視化などの効果

※同性婚判決（2021 年札幌地裁）でもパートナーシップ制度について言及

実施予定

- ・医療機関研修・フレンドリーマップ作成（今年度中予定）
→各医療機関・医療者が知識・理解があるかわからず、受診の際に悩むという意見
→当事者の受診時の困りごとを研修し、受講した医療機関をリスト・マップ化して公開
- ・若年層当事者向け居場所事業（来年度～）
特に孤立しやすい若年層の当事者を対象とした「居場所」を定期開催
多摩地域複数市で連携して実施→身バレのリスクを軽減、ノウハウの共有
民間でも実施されているが、行政主体により安心感や学校との連携の効果

検討中

- ・市職員の服装等の男女別ルール
明確な通年ルールはないが、「クールビズ期間はノーネクタイ可」等の通知あり
→カミングアウトする/しない、当事者である/ないにかかわらない